

## 神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例施行規則（昭和34年神奈川県規則第53号）の一部を次のように改正する。

第22条の2中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 営業又は業の譲渡による承継の場合 認証書又は届出済書及び営業又は業の譲渡が行われたことを証明する書類

第20号様式の2中「相続（）」を「その営業又は業の譲渡（相続、）」に、「被相続人の住所及び氏名（）」を「営業又は業の譲渡をした者（被相続人）の住所及び氏名（営業若しくは業の譲渡をした法人、）」に、「相続開始の年月日（合併又は分割の年月日）」を「営業又は業の譲渡（相続開始、合併、分割）の年月日」に改める。

### 附 則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。